

# 特定健康診断等実施計画

【第 4 期】

丸全昭和運輸健康保険組合

令和 6 年 1 月

## 【背景および趣旨】

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするため、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係わる目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年ごとに6年を1期として、特定健康診査等実施計画をさだめることとする。

## 【当健康保険組合の現状】

当健康保険組合は、丸全昭和運輸（株）を母体事業として昭和58年7月に設立され、その後、母体事業所の分社化による関係会社（平成12年1社、平成14年5社、平成18年1社）、その後、関係会社の統合（平成14年に5社に分社化した会社を、平成26年5社を4社、令和3年4社を1社に統合）し、現在、4事業所とした健康保険組合である。

当健康保険組合の特徴は、下記の通りとなる。

- ・支店や営業所・出張所は、北海道から九州まで全国の都道府県に点在している。
- ・被保険者は、男性が約9割以上を占め、女性が少ない。
- ・神奈川県を中心に、関東地区に約6割の被保険者、被扶養者がおり、次に関西地区、中部地区に居住している。

被保険者の健康診断については、丸全昭和運輸（株）が、関係会社を含む事業所健康診断実施について管理しており、事業主により事業所健診を、春秋（秋は、特定健康診断）に実施している。

神奈川県（軍部を除く）及び東京都在勤の被保険者は、丸全昭和運輸（株）本社で契約している独立行政法人 地域医療機能推進機構 JCHO 横浜中央病院、医療法人社団 葵会 AOI 国際病院、医療法人社団 優和会 湘南健診クリニック ココットさくら館と契約し、

定期健康診断（巡回健診を含む）を実施している。

また、地方在勤の者は、事業主が契約した医療機関等で健康診断が行われている。

被扶養者の健康診断については、配偶者及び20歳上40歳未満の被扶養者に対して、特定健康診断対象者と同様に、被扶養者健康診断補助を実施している。

## 特定健康診査・特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項

### 1. 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### 2. 特定健康診査・特定保健指導の実施に係る留意事項

今後、市町村国民健康保険の行う健康診査を受診している被扶養者については、そのデータを収集することに努める。

### 3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から、事業主が事業者健診を行っていることから、事業主が主体となっていく。

当健康保険組合は、事業者が実施した健診データを事業者から受領する。

健診費用は、事業者が負担する。

但し、当健康保険組合の助成により、事業主の健診時に合わせて実施している検査の費用については、従来通り健康保険組合が負担する。

### 4. 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備軍の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して、自らの生活習慣を変えることができるように支援することである。

このため、引続き、被保険者、被扶養者に対して、特定保健指導の受診勧奨を行い、生活習慣病の予防と、医療費の削減を目指す。

## 目標設定

### 1. 達成目標

#### (1) 特定健康診査の実施に係る目標

|      | 令和<br>6 年度 | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>1 0 年度 | 令和<br>1 1 年度 |
|------|------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|
| 被保険者 | 100.0%     | 100.0%     | 100.0%     | 100.0%     | 100.0%       | 100.0%       |
| 被扶養者 | 40.0%      | 40.0%      | 41.0%      | 41.0%      | 42.0%        | 42.0%        |
| 合計   | 70.0%      | 70.0%      | 70.5%      | 70.5%      | 71.0%        | 71.0%        |

#### (2) 特定保健指導の実施に係る目標値

|                              | 令和<br>6 年度 | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>1 0 年度 | 令和<br>1 1 年度 |
|------------------------------|------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|
| 4 0 歳 以<br>上 対 象 者<br>数 (推定) | 1500 人     | 1500 人     | 1500 人     | 1500 人     | 1500 人       | 1500 人       |
| 特 定 保 健<br>指 導 対 象<br>者 数    | 250 人      | 250 人      | 250 人      | 240 人      | 240 人        | 240 人        |
| 実施者数                         | 35 人       | 35 人       | 35 人       | 35 人       | 40 人         | 40 人         |
| 実施率                          | 1 4 . 0 %  | 1 4 . 0 %  | 1 5 . 2 %  | 1 5 . 2 %  | 1 6 . 6 %    | 1 6 . 6 %    |

## 2. 特定健康診査・特定保健指導の対象者数

### (1) 特定健康診査

| 【被保険者】     | 令和<br>6 年度 | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10 年度 | 令和<br>11 年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 40 歳以上対象者数 | 1000 人     | 1000 人     | 1000 人     | 1000 人     | 1000 人      | 1000 人      |
| 目標実施率 (%)  | 100.0%     | 100.0%     | 100.0%     | 100.0%     | 100.0%      | 100.0%      |
| 目標実施者数     | 1000 人     | 1000 人     | 1000 人     | 1000 人     | 1000 人      | 1000 人      |

| 【被扶養者】     | 令和<br>6 年度 | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10 年度 | 令和<br>11 年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 40 歳以上対象者数 | 400 人      | 400 人      | 400 人      | 400 人      | 400 人       | 400 人       |
| 目標実施率 (%)  | 40.0%      | 40.0%      | 41.0%      | 41.0%      | 42.0%       | 42.0%       |
| 目標実施者数     | 160 人      | 160 人      | 164 人      | 164 人      | 168 人       | 168 人       |

| 【合計】       | 令和<br>6 年度 | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10 年度 | 令和<br>11 年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 40 歳以上対象者数 | 1400 人     | 1400 人     | 1400 人     | 1400 人     | 1400 人      | 1400 人      |
| 目標実施率 (%)  | 82.9%      | 82.9%      | 83.1%      | 83.1%      | 83.4%       | 83.4%       |
| 目標実施者数     | 1160 人     | 1160 人     | 1164 人     | 1164 人     | 1168 人      | 1168 人      |

### (2) 特定保健指導

|            | 令和<br>6 年度 | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>10 年度 | 令和<br>11 年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 40 歳以上対象者数 | 1400 人     | 1400 人     | 1400 人     | 1400 人     | 1400 人      | 1400 人      |
| 動機付け支援対象者  | 75 人       | 75 人       | 75 人       | 75 人       | 75 人        | 75 人        |
| 実施率 (%)    | 10.0%      | 10.0%      | 10.0%      | 10.0%      | 10.0%       | 10.0%       |
| 実施者数       | 7.5 人      | 7.5 人      | 7.5 人      | 7.5 人      | 7.5 人       | 7.5 人       |
| 積極的支援対象者   | 180 人      | 180 人      | 180 人      | 180 人      | 180 人       | 180 人       |
| 実施率 (%)    | 13.0%      | 13.0%      | 13.0%      | 13.0%      | 13.0%       | 13.0%       |
| 実施者数       | 23.4 人     | 23.4 人     | 23.4 人     | 23.4 人     | 23.4 人      | 23.4 人      |
| 保健指導対象者    | 255 人      | 255 人      | 255 人      | 255 人      | 255 人       | 255 人       |
| 実施率 (%)    | 12.1%      | 12.1%      | 12.1%      | 12.1%      | 12.1%       | 12.1%       |
| 実施者数       | 30.9 人     | 30.9 人     | 30.9 人     | 30.9 人     | 30.9 人      | 30.9 人      |

### 3. 特定健康診査等の実施方法

#### (1) 実施場所

特定健康診査は、特定保健指導が行える健診機関での特定健康診査受診を実施するように進める。

特定健康診査を実施した健診機関で特定保健指導が行えない場合の特定保健指導については、特定保健指導が行える機関に委託する。

#### (2) 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」の第2編第2章に記載されている健診項目とする。

なお、特定健康診査受診に際し、法定の実施項目以外に追加健診を希望する場合、実施可能な健診機関に委託する。

#### (3) 実施時期

特定健康診査の実施時期は、4月から12月とし、特定保健指導の実施時期は通年とする。

なお、特定保健指導が年内に終了しない場合は、次年度に指導を継続する。

#### (4) 委託の有無

##### ア 特定健康診査

被扶養者の住居地が全国の都道府県に点在しており、事業所近隣にない場合は、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決裁を行い全国での受診が可能となるように措置する。

被扶養者（女性）の特定健康診査を（株）あまの創健に委託し、実施する。

##### イ 特定保健指導

被扶養者の居住地が全国の都道府県に点在しており、事業所近隣にない場合等は、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」の第3編第5章の考え方にに基づきアウトソーシングする。

- ・被保険者 委託業者 株式会社 ベネフィット・ワン
- ・被扶養者 委託業者 株式会社 あまの創健

#### (5) 受診方法

当健康保険組合が、被扶養者のうち特定健康診査等対象者の分の受診券・利用券を対象者に送付する。

当該被扶養者は、受診券・利用券を健診機関等にマイナ保険証等とともに提出して特定健康診査を受診し、特定保健指導を受ける。

特定健康診査等受診の窓口負担は無料とする。尚、特定健康診査の規定の実施項目以外にオプション健診を受診した場合は、特定健康診査規程項目を含め合計金額が20,000円を超える金額は、個人負担とする。また、合計金額が20,000円以下の場合は、受診者負担なしとする。

#### (6) 周知・案内方法

周知は、社内報、社内イントラネット、ホームページ等に掲載する。また、受診券・利用券を送付する際に、案内文を同封する。

#### (7) 健診データの受領方法

健診のデータは、事業主・契約健診機関から電子データを随時（又は月単位）受領して、当健康保険組合で保管する。また、特定保健指導について委託業者実施分についても同様に電子データで受領するものとする。

なお、保管年数は当健康保険組合が実施した分を含め5年とする。

### 4. 個人情報保護

当健康保険組合は、「個人情報保護管理規程」を順守する。

当健康保険組合および委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は、当健康保険組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記する。

### 5. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、社内イントラネット、ホームページ等に掲載する。

### 6. 特定健康診査等実施計画の評価および見直し

当計画の評価および見直しについては、健康増進推進委員会で報告し、評価する。また、3年後の令和9年度に3年間（令和6年度～令和8年度）の実績をもとに、見直しをする。

### 7. その他

当健康保険組合の役職員は、特定健康診査・特定保健指導等の実践養成のため、適宜、健康保険組合連合会等が実施する研修等に参加する。